



# 市民参加

## ▶ 男女共同参画

問 企画政策課 企画班 ☎773-6672

## 男女共同参画

ひとひと  
女と男みんなでつろう！ずうっと住みたい南魚沼市  
《性別にかかわらず、男女がともに、社会のあらゆる分野に参画し、責任を担い、誰もがその個性と能力を発揮し、生涯住みたいと思える南魚沼市をめざします》

## ▶ 広報・広聴

問 秘書広報課 秘書広報班 ☎773-6658  
FAX772-3055

## 市政ポスト

市民のみなさんから、意見・提案などをいただくために、「市政ポスト」を各庁舎に、はがき形式の記入用紙とともに設置しています。

寄せられた意見には、担当課から回答します。  
電子メールやFAX、文書などでも受け付けます。

## 市報「みなみ魚沼」

市報「みなみ魚沼」は、政策版(1日号)、お知らせ版(15日号)のほか、「予算特集号」「まなびい」などを発行し、行政区長を通じて全戸配布します。

市ウェブサイトやスマートフォンなどで利用できる無料アプリケーションソフトウェア「マチイロ」でもご覧いただけます。



## 市公式ウェブサイト

市の行政情報や観光情報などを随時発信しています。



## 市公式Facebook(フェイスブック)

市内外に向けて、市内のイベント情報や市の魅力を発信しています。



## 市民ふれあい講座

市の職員が集会などに直接出向いて、施策や事業などをわかりやすく説明する制度です。

サークル活動・地域づくり・研修などに、気軽にご利用ください。

※講座メニューは、市報と市ウェブサイトなどでお知らせします

## FMラジオ放送

FMゆきぐに(76.2Mhz)を活用した行政情報の広報です。毎週月曜～金曜日7時50分ごろと12時25分ごろの時間帯のほか、随時災害情報などの情報を提供しています。

## 市民カメラマン

市内のイベントなどを取材するボランティア「市民カメラマン」を募集しています。詳しくは、秘書広報課にお問い合わせください。

## ▶ 市議会

問 議会事務局 議事係 ☎773-6650

## 定例会

定例会は毎年3月・6月・9月・12月に定期的に開かれます。そのほか、必要に応じて開く臨時会があります。

市議会の会期中に全議員が集まって行う会議を本会議といいます。議会の意思決定はここでなされます。

## 委員会

委員会は、総務文教、産業建設、社会厚生 of 3つの常任委員会と議会運営委員会、議会広報編集特別委員会が置かれています。

## 議会の傍聴について

本会議は、どなたでも簡単な手続きで傍聴することができます。傍聴を希望する人は、本会議の当日に市役所本庁舎3階の傍聴受付におこしください。

委員会も委員長の許可を得て傍聴できます。希望する人は事前に議会事務局にお問い合わせください。

## 市議会への請願・陳情

市民の要望や意見を国・県や市に伝える方法の一つです。請願は市議会議員の紹介により提出することができます。提出期限がありますので、事前に議会事務局にお問い合わせください。

結果は提出者に通知します。

## 南魚沼市議会だより

市議会では、定例会閉会后「南魚沼市議会だより」を発行し、議会で決まったことや活動内容などをお知らせしています。市ウェブサイトでも見ることもできます。



## 市議会ウェブサイト

市ウェブサイト内に市議会のページがあります。議会日程や会議録、FMゆきぐにでの議会放送の予定、議長交際費、議員名簿などの情報提供や、一般質問の録画映像(平成29年9月以降分)も配信しています。ぜひご覧ください。



## 選挙

問 総務課 防災庶務班(選挙管理委員会) ☎773-6660  
選挙時 ☎773-6434

選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき選挙に関する事務が公正に行われるように管理しています。

## 選挙人名簿

選挙で投票を行うためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿の登録には、満18歳以上の日本国民であること、加えて3か月以上継続して、その市区町村の区域内に住所を持つことが必要です。一度登録されると、死亡、国籍喪失などの場合を除き、永久に効力を持ちます。登録の方法には、毎年3月1日、6月1日、9月1日、12月1日の定時登録と、選挙が行われるたびに新たな有資格者を登録する選挙時登録などがあります。

## 投票制度

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票するという『投票日当日投票所投票主義』を原則としています。が、例外として下記の投票制度を利用することができます。

### ▶ 期日前投票制度

投票日に仕事や旅行などの予定がある人は、市役所各庁舎や南魚沼市図書館で期日前投票ができます。(投票できる期間と時間は、選挙の都度お知らせします)

### ▶ 不在者投票制度

長期出張などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですら投票をすることができます。

また、病院や老人ホーム(都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限る)に入院、入所中の人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

### ▶ 郵便等投票制度

身体に一定の障がいのある人は、自宅などで投票用紙に記載し、郵便で選挙管理委員会に送付する投票制度があります。

### ▶ 在外投票制度

外国にいても日本の国政(衆議院・参議院)選挙へ参加できる制度を「在外投票」といいます。

在外投票をするには、住んでいる地域を管轄する在外公館(大使館や総領事館)もしくは、出国前に転出届を申請する市役所の窓口で、在外選挙人名簿への登録を申請してください。登録した人には、投票時に必要な「在外選挙人証」が、選挙管理委員会から在外公館を通じて交付されます。

## 選挙の種類・選挙権など

選挙の種類	選挙権 (選挙できる権利)	被選挙権 (立候補できる権利)	任期
衆議院議員選挙	満18歳以上の日本国民	満25歳以上の日本国民	4年
参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民	満30歳以上の日本国民	6年(3年毎に半数を改選)
県知事選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人(選挙権を有していた人で引き続き県内の他の市町村に住所を移した人を含む)	満30歳以上の日本国民	4年
県議会議員選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人	満25歳以上の日本国民で、当該選挙の選挙権のある人	4年
市長選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人	満25歳以上の日本国民	4年
市議会議員選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人	満25歳以上の日本国民で、当該選挙の選挙権のある人	4年

※欠格事項(禁固刑以上の刑を受けて執行中の人、選挙犯罪などで公民権を停止されている人)にあたらぬ人に、選挙権・被選挙権があります

